

国、関係機関による輸送能力の確保

- 島根県及び鳥取県内の輸送手段では不足する場合の輸送能力の確保については、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達
- この手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し協力を要請
- 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）に支援を要請



UPZ内輸送能力の確保（避難行動要支援者）

- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 必要となる輸送能力に対して、保有車両数は 台

避難方法等の実態把握調査の結果を踏まえて要検討
(他地域の「緊急時対応」においては記載なし)

車両乗車対象、必要時期、必要台数

			UPZ		
			放射性物質放出後		
乗車対象	乗員数	支援者数	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレッチャー)
避難行動要支援者					
入院患者					
施設入所者					
在宅者					
計					

車両確保先、確保時期、確保台数

県内					

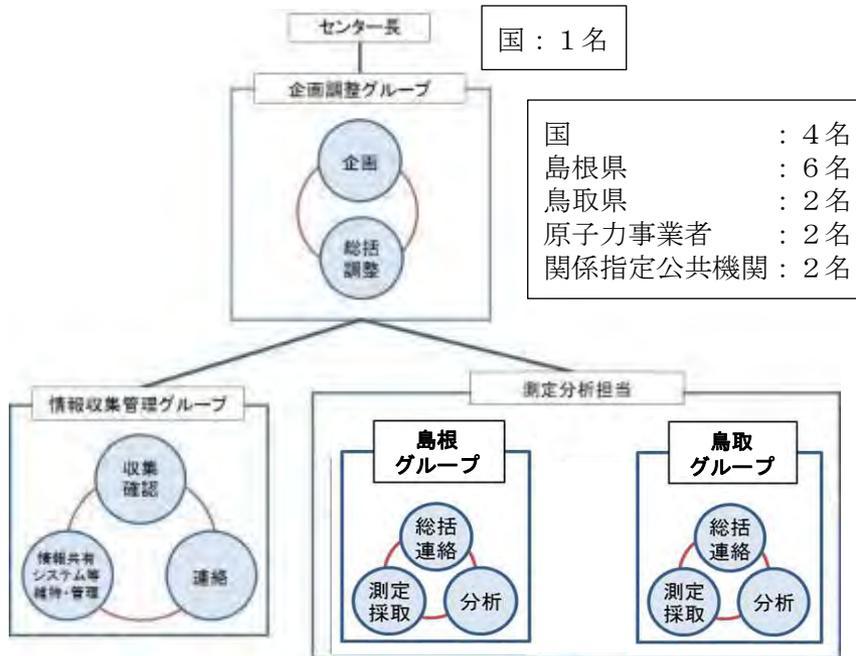
9. 緊急時モニタリング

<対応のポイント>

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。

動員体制

- 警戒事態発生後、島根県及び鳥取県は「県モニタリング本部」を設置し、関係市、中国電力(株)等と連携して緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングの準備を開始
- 施設敷地緊急事態に至った時点で、国は県等の協力を得て緊急時モニタリングセンター（EMC）を島根県に設置
- EMCの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを島根オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置
- 島根地方放射線モニタリング対策官事務所に、__名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

国	: 4名 (注1)
島根県	: 8名
鳥取県	: 2名
原子力事業者	: 2名
関係指定公共機関	: 2名

国	: 2名 (注1)
島根県	: 10名 (注2)
鳥取県	: 50名 (注2)
原子力事業者	: 16名
関係指定公共機関	: 12名

※ 構成員は交代要員を含む

注1 国から委託を受けた民間の機関を含む

注2 島根県・鳥取県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

- ▶ 島根原子力発電所の周辺地域では、発電所から半径30 k m圏内を中心に186局（島根県161局、鳥取県12局、中国電力6局、国7局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。

